

## 基本目標2「安心・安全なまち」をめざして

～ 住み慣れた地域で安心・安全な暮らしを続けるために ～

障がいの有無にかかわらず、住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らしていきたいという想いは全市民の共通の願いです。「親亡き後」を見据えた地域生活への支援を含め、自分らしい生活を自らの意思で選択・決定できるよう、障がいに応じた各種のサービスを確保し、必要な支援の提供を通じて身近な地域で暮らすことができる環境づくりを進めます。

また、障がいのある人の自立した生活や積極的な社会参加を促進するため、安心して利用できる交通機関の確保や外出しやすい環境の整備など、ユニバーサルデザインの考え方を基本に計画的なまちづくりを推進します。

### (1) 自立した生活の支援・意思決定支援

#### ① 利用者本位の生活支援体制の整備

【施策体系 2の(1)の①】

この施策に関する現状や課題はP41～P43で述べています。

#### 《施策の方向性》

障がいのある人が住み慣れた地域で、必要な支援を受けながら暮らしていくためには、主体的に必要なサービスを選択し、必要なサービスを受けられるようにすることが必要であり、そのための相談支援体制の充実が重要となります。

市内には福祉・保健・医療・労働等の内容に応じた相談支援機関がありますが、障がいのある人やその家族の状況、ニーズも複雑化かつ多様化する中で、相談内容についても複合的な問題を抱えており、一つの施策や制度、機関だけで対応することが難しい事例も多くなっていることから、相談支援機関相互の連携と情報共有に努めます。また、県や市で実施している各種サービスや制度の周知を図り、障がい者の主体的な選択・決定の促進を図ります。

#### 《事業内容》

事業名	事業概要	担当課 関係機関等	令和5年度 目標
関係機関との連携	障がいのある人のライフスタイルに合わせたサービスが提供できるよう、地域生活支援拠点等を中心に、関係機関の連携を図ります。	福祉課 可茂圏域自立支援協議会	推進
相談員若しくは相談支援専門員の講習会参加促進	適切な相談支援が提供できるよう、相談員若しくは相談支援専門員に講習等の参加を促します。	福祉課 各相談事業所	継続

事業名	事業概要	担当課	令和5年度目標
各種制度の周知	障がいのある人が、人生のさまざまな場面で自己選択・自己決定ができるように、各種制度について「広報みのかも」、ホームページ、パンフレットの作成更新など各窓口で周知に努めます。	福祉課	継続

## ○相談支援体制について

『第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画』の策定に当たり、国は令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする成果目標を定めています。本市においては、国の方針に基づき、以下のとおり目標の設定をします。

併せて、『障害者総合支援法』に基づく障がい福祉サービスである「計画相談支援」及び地域生活支援事業である「相談支援事業」について、本計画期間中の利用量を見込みます。

## ア 相談支援体制の充実・強化等にかかる成果目標

### 《事業内容》

事業名	事業概要	担当課 関係機関等	令和5年度目標
総合的・専門的な相談支援の実施	障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施	福祉課 基幹相談支援センター 相談支援事業所	推進
地域の相談支援体制の強化（新規）	市が委託する美濃加茂市基幹相談支援センター事業において、人材育成や地域の相談機関との連携強化の取組みを行います。相談支援部会を作り体制の強化を図ります。	福祉課 基幹相談支援センター 相談支援事業所	推進

### 《数値目標》

地域の相談支援体制の強化項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	2件	3件	4件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	5件	6件	7件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	8回	8回	8回

イ 計画相談支援（障がい福祉サービス）

《サービスの概要》

サービス名	実施内容	令和5年度 目標
計画相談支援 （サービス等 利用計画作成）	サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障がい者の自立した生活を支え、障がい者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するものです。	推進

《数値目標》

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援 （サービス等利用計画 作成）	月当たり 実利用者数 （人）	91	98	104

※計画相談支援の過去3年間の実績はP 31をご覧ください。



ウ 相談支援事業（地域生活支援事業）

《相談支援事業の概要》

事業名	実施内容	令和5年度 目標
相談支援事業	障がい有者等からの相談に応じて、必要な情報の提供及び助言、サービスの利用支援、虐待の防止等権利擁護のための援助を行う事業です。本市では、以下の5つの事業を実施しています。	継続
障がい者相談支援事業	障がいのある人等からの相談に応じて必要な情報の提供や助言、障がい福祉サービスの利用に関する支援を行うとともに、障がいのある人等の権利擁護のために必要な援助を行います。	継続
自立支援協議会	相談支援事業等を通して、利用者のニーズに応じた事業や必要なサービス量の把握に努めるとともに、関係機関とのネットワーク化を進めていきます。	継続
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担い障がいのある人等の相談を総合的に行います。	継続
基幹相談支援センター等機能強化事業	相談支援事業の適正かつ円滑な実施を図るため、専門的な能力を有する職員を配置して相談支援機能強化を図ります。	推進
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住居への入居に当たって、保証人がいない等の理由により入居が困難で支援が必要な障がいのある人に、入居に必要な調整等に関する支援や、家主等への相談・助言等を行い、障がいのある人の地域生活の支援を行います。	準備

《目標》

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談支援事業				
障がい者相談支援事業	か所	6	6	6
自立支援協議会	実施の有無	有	有	有
基幹相談支援センター	実施の有無	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無

※相談支援事業の過去3年間の実績はP 32をご覧ください。

## ○地域生活支援事業における自発的生活支援事業について

『障害者総合支援法』に基づく市町村地域生活支援事業である、「自発的生活支援事業」の本計画期間中の見込みは、以下のとおりです。

### 《事業内容》

事業名	事業概要
自発的活動支援事業	障がい者を有する人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者を有する人等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援する事業です。

### 《目標》

事業名	内容	担当課 関係機関等	目標
自発的活動支援事業	同じ悩みを持つ本人同士や発達障がい児者の家族同士等の活動の提供、周知等を行い、ピアサポート活動など、一般相談支援事業において必要に応じて対応を実施します。	福祉課 相談支援事業所	継続

## ○地域生活支援事業における日中一時支援事業について

『障害者総合支援法』に基づく市町村地域生活支援事業である、「日中一時支援事業」の本計画期間中の見込みは、以下のとおりです。

### 《事業内容》

事業名	事業概要
日中一時支援事業	家族の就労支援及び一時的な休息を目的に、障がい者を有する人等の日中における活動の場を提供する事業です。

### 《数値目標》

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	実利用者数 (人)	55	53	53
	延利用日数 (日)	6,405	6,781	7,156
	市の指定する 事業所	13	13	13

※日中一時支援事業の過去3年間の実績はP 33をご覧ください。

## ○地域生活支援事業における地域活動支援センター事業について

『障害者総合支援法』に基づく市町村地域生活支援事業である、「地域活動支援センター事業」の本計画期間中の見込みは、以下のとおりです。

### 《事業内容》

事業名	事業概要
地域活動支援センター事業	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等により、障がいをもつる人等の地域生活支援の促進を図る事業です。

### 《数値目標》

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター事業	市内実施箇所数 (か所)	3	3	3
	延利用件数 (件)	4,100	4,150	4,200

※地域活動支援センター事業の過去3年間の実績はP 33をご覧ください。





## ② 地域移行支援、在宅サービス等の充実 【施策体系 2の(1)の②】

この施策に関する現状や課題はP41～P43で述べています。

### 《施策の方向性》

障がいのある人が住み慣れた地域で家族などと共に安心して暮らすことができるように、個々の障がい者の多様なニーズに対応するため、サービスの量的・質的充実を図る必要があります。

障がい福祉サービスについては、それぞれのサービスの利用実績やその評価を分析し、課題や方向性を示したうえで、市、社会福祉協議会、障害者自立支援協議会、各サービス提供事業所との連携強化を図りながら、必要なサービス量の確保や適切なサービス運営に努めます。

また、施設に入所している障がい者が、地域で自立した生活を送ることができるよう、地域移行支援の充実が必要となります。地域移行支援に当たっては、相談支援体制の整備、地域で生活するための住まいの確保、在宅福祉サービスの充実等に努めます。国においては、『第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画』の策定に当たって、福祉施設入所者の地域生活への移行に関する成果目標を設定することを求めていることから、本市においても国の定める成果目標の達成に向けた取組を推進します。

### 《事業内容》

事業名	事業概要	担当課 関係機関等	令和5年度 目標
情報提供の充実と多様な事業所の参入	サービスを必要とする障がいのある人が適切にサービスを利用できるよう、情報提供体制の充実を図るとともに、施設入所者や長期入院者の地域生活への移行を見据えて、多様な事業所の参入促進に努めます。	福祉課 社会福祉協議会 自立支援協議会 各事業所	推進
入所施設から地域生活への移行	入所施設から地域生活への移行促進について、国が示す『障害福祉計画』の指針に基づき、計画的に事業展開をします。なお、入所施設から地域生活への移行に当たっては、安心して生活できるよう、相談支援体制の充実に努め、障がいのある人が日常生活上の共同生活を行うグループホームの整備や在宅福祉サービスの適切な利用を促進します。	福祉課 障がい福祉サービス事業所	推進

事業名	事業概要	担当課 関係機関等	令和5年度 目標
障がい者(児) 福祉関係施設 等施設整備費 補助金事務	県及び市指定事業について市内のサービス需要状況を確認し、社会福祉法人及び事業者からの参入についての問い合わせの対応を行っています。市の障がい福祉計画の見込量との調整をとりながら計画的な事業所の参入促進を図るとともに、社会福祉法人等への補助金交付事務を行います。	福祉課 岐阜県	継続

### ○福祉施設の入所者の地域生活への移行について

『第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画』の策定に当たり、国は令和5年度末における地域生活に移行する者の目標値及び施設入所者数の削減に関する成果目標を定めています。本市においては、国の方針に基づき、以下のとおり目標の設定をします。

#### 《目標設定》

事項	目標		備考
施設入所者数 (A)	44 人		令和元年度末時点 ※施設入所支援利用者数
目標年度施設入所者数 (B)	41 人		令和5年度末見込み
施設入所者の削減見込目標値 (A-B)	3 人	6.8%削減	国指針：令和元年度末時点から 1.6%以上削減
地域生活移行者目標数	3 人	6.8%削減	令和5年度末までに施設入所からグループホーム等へ地域移行を目指す人の数 国指針：令和元年度末時点から 6.0%以上削減

※前計画における目標値の進捗状況はP 24をご覧ください。



## ○障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスの利用量見込みについて

『障害者総合支援法』に基づく、本計画期間中の各障がい福祉サービスの利用量の見込みは以下のとおりです。また、国の指針に基づき、福祉施設入所者の地域生活への移行に関する成果目標を設定します。

### ア 訪問系サービス

#### 《サービスの概要》

サービス名	実施内容	令和5年度 目標
居宅介護	居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。	継続
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。	継続
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障がい者等が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。	継続
行動援護	障がい者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行います。	継続
重度障がい等 包括支援	重度の障がい者等に対し、居宅介護、同行援護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、短期入所、共同生活援助、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を包括的に提供します。	準備

《数値目標》

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	月当たり 実利用者数 (人)	84	91	97
	月当たり 利用時間数 (時間)	1,016	1,053	1,090
重度訪問介護	月当たり 実利用者数 (人)	1	2	2
	月当たり 利用時間数 (時間)	10	20	20
同行援護	月当たり 実利用者数 (人)	5	6	6
	月当たり 利用時間数 (時間)	47	47	47
行動援護	月当たり 実利用者数 (人)	2	2	2
	月当たり 利用時間数 (時間)	19	21	24
重度障がい等包括支援	月当たり 実利用者数 (人)	0	0	0
	月当たり 利用時間数 (時間)	0	0	0

※訪問系サービスの過去3年間の実績はP 29をご覧ください。

## イ 日中活動系サービス

### 《サービスの概要》

サービス名	実施内容	令和5年度 目標
生活介護	障がい者支援施設等において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他必要な援助を要する障がい者であって、常時介護を要するものにつき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行います。	継続
自立訓練 (機能訓練)	障がい者支援施設若しくはサービス事業所に通わせ、当該障がい者支援施設若しくはサービス事業所において、又は当該障がい者の居宅を訪問することによって、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。	継続
自立訓練 (生活訓練)	障がい者支援施設若しくはサービス事業所に通わせ、当該障がい者支援施設若しくはサービス事業所において、又は当該障がい者の居宅を訪問することによって、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行います。	継続
療養介護	病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障がい者であって常時介護を要するものにつき、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行います。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。	継続
短期入所 (医療型)	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障がい者支援施設、児童福祉施設等への短期間の入所を必要とする障がい者等のうち、医療の必要性の高い人を対象に、当該施設に短期間の入所をさせて、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行います。	継続
短期入所 (福祉型)	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障がい者支援施設、児童福祉施設等への短期間の入所を必要とする障がい者等につき、当該施設に短期間の入所をさせて、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行います。	継続

《数値目標》

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	月当たり 実利用者数 (人)	136	140	145
	月当たり 延利用者数 (人日)	2,544	2,615	2,686
自立訓練（機能訓練）	月当たり 実利用者数 (人)	1	2	2
	月当たり 延利用者数 (人日)	20	40	40
自立訓練（生活訓練）	月当たり 実利用者数 (人)	7	8	8
	月当たり 延利用者数 (人日)	74	79	85
療養介護	月当たり 実利用者数 (人)	4	4	5
短期入所（医療型）	月当たり 実利用者数 (人)	1	1	1
	月当たり 延利用者数 (人日)	2	2	3
短期入所（福祉型）	月当たり 実利用者数 (人)	95	103	111
	月当たり 延利用者数 (人日)	370	381	392

※日中活動系サービスの過去3年間の実績はP 30をご覧ください。

ウ 地域移行支援及び地域定着支援（障がい福祉サービス）

《サービスの概要》

サービス名	実施内容	令和5年度 目標
地域移行支援	障がい者支援施設に入所している障がい者や精神科に入院している精神障がい者に対し、住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談、障がい福祉サービス事業所等への同行支援等を行います。	推進
地域定着支援	単身者あるいは家庭の状況により同居している家族に支援を受けられない障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問、緊急対応等を行います。	推進

《数値目標》

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域移行支援	月当たり 実利用者数 (人)	1	2	2
地域定着支援	月当たり 実利用者数 (人)	3	4	4

※地域移行支援及び地域定着支援の過去3年間の実績はP 31をご覧ください。

### ③ 障がい福祉サービスの質の向上等 【施策体系 2の(1)の③】(新規)

#### 《施策の方向性》

障がいのある人が住み慣れたな地域で将来にわたり安心して生活していくためには、障がい福祉サービスや相談支援事業が適切に提供される必要があります。これらのサービスや支援を安定的に提供していくためには、サービスの質の維持・向上や、サービスの適切な運営を図っていくことが必要です。

また、『障害者総合支援法』が求めている、「利用者本位の質の高い福祉サービスの提供」のために、障がい者の多様化・複雑化しているニーズに的確に対応できる質の高い人材を安定的に確保していくことは喫緊の課題であり、サービス提供の根幹である福祉人材の確保・育成・定着が極めて重要となっていることから、本市においては国が定める障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築についての成果目標も含め、県や関係機関等との連携を図りながら、障がい福祉サービスの質の向上に努めます。

#### ○障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築について

障がい福祉サービス等の多様化、サービス事業所の増加に伴い、より一層事業者が利用者に対して、本当に必要なサービスを適切に提供することが求められるようになってきました。

『第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画』の策定に当たり、国は障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築についての成果目標を定めています。本市においては、国の方針に基づき、以下のとおり目標の設定をします。

#### 《事業内容》

事業名	事業概要	担当課	備考
障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築(新規)	県が実施する障がい福祉サービス等の各種研修への参加をします。 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有ができるよう体制構築の推進を図ります。	福祉課	令和5年度末まで



《目標》

取組内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
都道府県が実施する障がい福祉サービス等に 係る研修その他の研修への市町村職員の参加 人数（人）	2	2	2
障害者自立支援審査支払等システム等による 審査結果を分析してその結果を活用し、事業所 や関係自治体等と共有する体制の有無（有無）	無	無	有
障害者自立支援審査支払等システム等による 審査結果を分析してその結果を活用し、事業所 や関係自治体等と共有する実施回数（回）	0	0	1

④ 意思決定支援の推進 【施策体系 2の(1)の④】（新規）

《施策の方向性》

障がいのある人が自らの決定に基づき、保健・医療・福祉等各種サービスを利用していくためには、各種サービスの情報提供や相談支援を受けることのできる体制が必要です。

知的障がい者や精神障がい者など、自ら意思を決定することや意思を表明することが困難な障がい者がいる中で、本人の自己決定を尊重する観点から、相談等を通じて必要な意思決定支援を行う必要があります。

本市においては、障がい者やその家族、介助者等が抱える様々な問題の解決に向け、関係機関等との連携を強化し、必要な情報提供及び相談支援体制の充実に努めます。

《事業内容》

事業名	事業概要	担当課 関係機関等	令和5年度 目標
権利擁護支援 センター事業 （新規）	何らかの理由で生活の色々な事が「上手く判断できない」「人に上手く伝えられない」ときに、本人の想いを大切にしながらどうしたら良いのかを一緒に考えたり、代わりに伝えたり、福祉や法律の専門家の助けを借りることができます。 令和2年4月から相談窓口を開設しています。	福祉課 高齢福祉課 社会福祉協議会 （権利擁護支援センター）	推進

## ⑤ 高齢障がい者への支援 【施策体系 2の(1)の⑤】(新規)

### 《施策の方向性》

近年では、障がい者を介助している家族の高齢化に加え、障がい者自身の高齢化が問題となっています。そのため、障がい福祉サービスと、高齢者福祉サービス・介護保険サービスとの間で密な連携を図り、切れ目のない支援を行っていく必要があります。

これまで障がい福祉サービスを利用している障がい者は、介護保険の被保険者(65歳以上)となった場合、介護保険サービスを優先的に利用する事とされており、使い慣れた障がい福祉サービスから介護保険サービスに切り替える必要があるため、それまで使っていた障がい福祉サービス事業所が利用できなくなるケースがありました。このような状況が問題視されるとともに、「地域共生社会」が提唱されたことで制度ごとの「縦割り」が見直されることとなり、平成30年4月に「共生型サービス」が創設されました。

共生型サービスにより、介護が必要となった高齢者も障がい者も、同一の事業所でサービスを受けることが出来るようになり、これまで障がい福祉サービスを利用してきた人にとっては、歳を重ねても同じ事業所でサービス利用を続けられるというメリットがあります。

現在、本市に実施事業所は有りませんが、県の動向や社会的、地域的ニーズを踏まえ、高齢福祉課との連携や事業所等への実施に向けた検討への対応を行います。

### 《事業内容》

事業名	事業概要	担当課 関係機関等	令和5年度 目標
65歳以上の 高齢障がい者 へのサービス 提供	65歳以上の介護の必要のある人への訪問系サービス等の提供に関しては、原則『美濃加茂市高齢者福祉計画・介護保険事業計画』の中で計画的に事業展開をします。サービス内容や機能から、介護保険サービスには相当するものがない障がい福祉サービス固有のものと認められるもの(同行援護、行動援護、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援等)については、当該障がい福祉サービスに係る介護給付費等を支給します。	福祉課 高齢福祉課 障がい福祉サービス事業所 居宅介護支援事業所	継続

## （２）安全・安心な生活環境の整備

11 住み続けられる  
まちづくりを



### ① 障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進

【施策体系 2の(2)の①】

この施策に関する現状や課題はP36で述べています。

#### 《施策の方向性》

障がいのある人が安全で快適に生活できるように、住みよい居住環境づくりや既存施設等の改修を通じて障がいのある人の活動範囲を広げ、生活の質を高めることが求められています。

本市のまちづくりに当たっては、『岐阜県福祉のまちづくり条例』に沿って環境を整備し、住み慣れた地域で誰もが自分に適した暮らしができるよう努めています。また、『美濃加茂市都市計画マスタープラン2020～2040』や『美濃太田駅周辺整備将来基本構想』に基づき、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを推進しています。

本市においては、今後も継続して『高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）』に沿った公共交通機関の整備、安全な歩行空間の確保を通じて、障がいのある人の自立と社会参加を促進するため、障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進を図ります。

#### 《事業内容》

事業名	事業概要	担当課	令和5年度 目標
バリアフリー、ユニバーサルデザインの視点にたったまちづくり	岐阜県福祉のまちづくり条例に基づき、バリアフリー、ユニバーサルデザインの視点にたった、すべての市民にとって利用しやすい公共施設の設計・施工管理を進めます。	施設経営課 スポーツ振興課	推進
老朽化した設備の改修	都市公園の老朽化しているトイレ等整備が必要となっているため、全体的な改修を整備計画に基づき順次行います。	土木課	継続
住宅改修支援	障がいのある人の日常生活上の便宜を図るため、地域生活支援事業を活用し、住宅改修に対する支援を行います。	福祉課	継続

## ○地域生活支援事業における日常生活用具給付等事業の見込みについて

『障害者総合支援法』に基づく市町村地域生活支援事業である、「日常生活用具給付等事業」の本計画期間中の見込みは、以下のとおりです。

### 《事業内容》

事業名	事業概要	担当課	令和5年度 目標
日常生活用具 給付等事業	<p>障がいのある人が生活の質の向上を図ることができるよう、障がいの特性に合わせた適切な用具の購入に対して、基準の範囲内で給付を行います。</p> <p>本市では介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、居宅生活動作補助用具（住宅改修費）について給付を行っています。</p> <p>近年では、技術向上により利用しやすい用具の開発が進む傾向にあり、障がいのある人の高いニーズの情報を収集し、新たな用具種目や更新が必要な用具についても給付できるよう、定期的な種目等の見直しを行うと共に、利用促進のための周知を行っています。</p>	福祉課	継続

### 《数値目標》

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日常生活用具給付等事業				
介護・訓練支援用具	給付等件数 (件)	2	2	1
自立生活支援用具	給付等件数 (件)	5	5	4
在宅療養等支援用具	給付等件数 (件)	20	21	23
情報・意思疎通支援用具	給付等件数 (件)	11	11	12
排泄管理支援用具	給付等件数 (件)	1,220	1,274	1,327
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	給付等件数 (件)	1	1	1

※日常生活用具給付等事業の過去3年間の実績はP30をご覧ください。

## ② 多様な生活の場の確保 【施策体系 2の(2)の②】(新規)

### 《施策の方向性》

障がい者が住み慣れた地域で自立した生活を送るためには、生活の拠点となる住宅の確保が必要です。また、障がいのある人やその家族（介助者）の高齢化が問題となっている中で、障がい者自身の老後や、いわゆる「親亡き後」の生活の場の確保が課題となります。

障がい者の地域における住まいとしては、グループホームのほかに、公営住宅や民間住宅など一般住宅が挙げられます。障がい者の地域での生活を支える上で、住まいの確保に向けた体制をつくることが重要であり、多様な居住の場の提供を図るとともに、障がい者と地域の人が共に安心して生活できるような環境づくりが求められます。

本市においては、市、相談支援事業所等との連携を通じ、地域生活支援拠点の整備等を進め、障がい者の多様な生活の場の確保に努めます。

### 《事業内容》

事業名	事業概要	担当課 関係機関等	令和5年度 目標
地域生活支援 拠点整備事業	<p>地域では、障がい児者を支える様々な資源が存在し、これまでも障がい福祉計画に基づき整備を進めてきましたが、それらの有機的な結びつきは十分なものではありませんでした。</p> <p>今後、障がい者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、地域が抱えている問題に向き合い地域で障がい児者やその家族が安心して生活するため、緊急時に直ぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応が図れる体制として整備を進めています。</p> <p>県及び可茂圏域市町村で協力して整備を進め、美濃加茂市も単独で地域生活支援拠点整備事業を令和元年度に開始しました。</p> <p>利用基準の作成、事業所説明会を通して認定事業所（令和2年度現在認定は24事業所）を増やし、緊急時の対象者への取組みを推進するなど、今後も利用者や事業者など地域に情報発信し利用促進を図ります。</p> <p>また、事業所や自治体同士の連絡会を定期的開催し、継続的な事業の推進を図っていきます。</p> <p>さらに、相談支援事業所間の連携強化と支援業務の資質向上を目的とした、相談支援事業所部会の設立を目指します。将来的には、事業部門ごとの部会設立を促し、各事業の資質の向上と地域のネットワーク作りへと展開していきたいと考えています。</p>	福祉課 相談支援事業所	推進

## ○地域生活支援拠点について

『第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画』の策定に当たり、国は令和5年度末までに各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする成果目標を定めています。本市においては、令和元年度末現在、圏域で1か所設置していることから、運用状況の検証・検討、機能強化を図ります。

- ・相談支援体制の充実・強化等にかかる成果目標

### 《目標設定》

事項	現状	目標	備考
地域生活支援拠点等	設置済み	推進	令和5年度末まで
地域生活支援拠点等の運用状況の検証・検討	認定事業所 24 事業所 相談支援部会の開設	推進 (年1回実施)	令和5年度末まで

※前計画における目標値の進捗状況はP26をご覧ください。

## ○『障害者総合支援法』に基づく居住系サービスの利用見込みについて

『障害者総合支援法』に基づく、本計画期間中の居住系サービスの利用量の見込みは以下のとおりです。

- ・居住系サービス

### 《サービスの概要》

サービス名	実施内容	令和5年度 目標
自立生活援助	居宅において単身等で生活する障がい者に、定期的な巡回訪問又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むために必要な援助を行います。	継続
共同生活援助 (グループホーム)	主として夜間において、共同生活を営むべき住居において行われる相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の必要な日常生活上の援助を行います。	継続
施設入所支援	施設に入所する障がい者に、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。	継続



《数値目標》

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	月当たり 実利用者数 (人)	1	1	1
共同生活援助 (グループホーム)	月当たり 実利用者数 (人)	38	40	41
施設入所支援	月当たり 実利用者数 (人)	43	42	41

※居住系サービスの過去3年間の実績はP 30をご覧ください。

### (3) 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実



#### ① 情報バリアフリー化の推進 【施策体系 2の(3)の①】

この施策に関する現状や課題はP37で述べています。

##### 《施策の方向性》

障がいのある人が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるように、情報通信における情報アクセシビリティの向上、情報提供の充実、コミュニケーション支援の充実等、情報の利用におけるバリアフリー化が求められています。

特に、視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者など、情報を得ることが困難な人に配慮し、音声や文字による情報化のほか、絵文字・記号、点字、手話・筆記、ICT（情報通信技術）機器等による多様な情報提供手段を確保し、情報アクセシビリティの向上を図る必要があります。

本市においては、情報提供の一層の充実やICTの導入検討等を通じ、障がい者を含めた全ての人が、あらゆる場面で必要な情報を適切な時期に、多様な情報提供手段により容易に入手及び発信できる環境の整備に努めます。

##### 《事業内容》

事業名	事業概要	担当課 関係機関等	令和5年度 目標
情報提供の充実	必要とする情報が容易に入手できるよう、市や社会福祉協議会の「広報みのかも」、「社協みのかも」、ホームページ等多様な媒体を活用した情報提供を進めます。	福祉課 社会福祉協議会	推進
視覚障がい者に配慮した図書 の充実	令和元年度に施行された「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」を踏まえ、2か所の市図書館において、点字図書や録音図書の貸し出しに加え、布の絵本や大活字本の充実を図ります。 また、中央図書館では点字新聞を毎週1回更新し、貸出も行います。	生涯学習課	推進
対面朗読サービス	東図書館では、文字を読むことが不自由な方のために、対面朗読室で代読サービスを行っています。	生涯学習課	継続
図書宅配サービス	ご高齢や障がいをお持ちで、図書館へ来館することが困難な方へ月1回の図書館資料の宅配サービスを行っています。	生涯学習課	継続

事業名	事業概要	担当課	令和5年度 目標
ICT（情報通 信技術）導入	中途失聴者・難聴者の方にはタブレットでのアプリやテレビ電話機能の活用により、音声を文字情報化し直接やりとりが可能になります。それらの活用により、ろう者が手話通訳者と手話で話せる機会の確保が可能になってくるため、最新技術の情報収集と導入が必要です。	福祉課	検討



## ② 意思疎通支援の充実 【施策体系 2の(3)の②】

この施策に関する現状や課題はP37で述べています。

### 《施策の方向性》

障がいのある人への情報提供方法や伝達手段の確保は、社会参加の促進や災害時の避難情報の提供など、地域で安心した生活を送るために重要な課題となります。

また、障がい者が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるように、意思疎通支援を担う人材の育成・確保や、サービスの円滑な利用の促進、支援機器の利用促進などの取組を通じて、意思疎通支援の充実を図る必要があります。

本市においては、意思疎通に困難を抱える人が、自分の意志や要求を的確に伝え、正しく理解してもらうことを支援するため、市、社会福祉協議会、各種障がい者団体との連携を図りながら、手話通訳者・要約筆記者の養成や派遣など、コミュニケーション手段の充実に努めます。

### 《事業内容》

事業名	事業概要	担当課 関係機関等	令和5年度 目標
コミュニケーション手段の確保	適切なサービスの選択を支援するため、多様な情報提供の仕組みを整備するとともに、さまざまな障がいに対応した適切な情報入手することができるよう、日常生活用具の給付を通じてコミュニケーション手段の確保を促進します。	福祉課 日常生活用具販売事業者	推進
手話通訳者の養成	手話講座（入門・基礎）を開催して、手話通訳者を養成し、人材の確保を行います。	福祉課 社会福祉協議会 可茂聴覚障害者協会	推進
要約筆記者の養成	要約筆記奉仕員のレベルアップを図ることで指導者を育成し、新規筆記者の養成へと繋げることで、人材の確保を図ります。	福祉課 難聴者協会	推進
要約筆記者・手話通訳者等の派遣	聴覚及び言語に障がいのある人に要約筆記者・手話通訳者等を派遣し、円滑な意思疎通の確保に努めます。	福祉課 社会福祉協議会	継続

## ○地域生活支援事業における意思疎通支援事業、奉仕員養成事業の見込みについて

『障害者総合支援法』に基づく市町村地域支援事業である、「意思疎通支援事業」及び「奉仕員養成事業」の見込みは、以下のとおりです。

### 《事業内容》

事業名	事業概要	担当課	令和5年度 目標
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障が生じる人に対して、手話通訳者や要約筆記者等の派遣により、意思疎通の円滑化を図る事業です。	福祉課	継続
奉仕員養成研修事業	障がい者のコミュニケーションの支援者となる手話通訳者や要約筆記者の養成研修を行う事業です。	福祉課	継続

### 《数値目標》

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
意思疎通支援事業				
手話通訳者設置事業	設置者数 (人)	1	1	1
手話通訳派遣事業	派遣人数 (人)	158	166	173
要約筆記派遣事業	派遣人数 (人)	103	106	109
奉仕員養成研修事業				
手話奉仕員養成講座 受講期間(2年間) (加茂郡と共同開催)	利用者数 (人)	8	30	30
要約筆記チャレンジ 講座	利用者数 (人)	10	10	10

※意思疎通支援事業の過去3年間の実績はP 32をご覧ください。



### ③ 行政情報のアクセシビリティの向上 【施策体系 2の(3)の③】

この施策に関する現状や課題はP37で述べています。

#### 《施策の方向性》

障がい福祉サービスやその利用手続き、各種支援や制度の周知、災害情報や政見放送等の伝達に当たり、行政から提供される情報は非常に重要です。

行政情報をはじめ情報の提供に当たっては、それぞれの障がい特性等を踏まえた配慮や提供手段の充実が必要となります。また、情報の内容を理解することが困難な人に対しては、必要な情報を分かりやすいかたちで提供するなどの対応を図ることが求められます。

本市においては、ホームページにおけるウェブアクセシビリティへの配慮やICT等新たな技術の利活用など、行政情報における情報アクセシビリティの向上に努めます。

#### 《事業内容》

事業名	事業概要	担当課 関係機関等	令和5年度 目標
情報アクセシビリティの向上	市や社会福祉協議会におけるホームページ等のアクセシビリティの向上等に向けた取り組みを促進します。	秘書広報課 地域振興課(多文化共生室) 総務課 福祉課 社会福祉協議会	推進





## (4) 防犯、防災等の推進



### ① 防犯対策の推進 【施策体系 2の(4)の①】

この施策に関する現状や課題はP38で述べています。

#### 《施策の方向性》

近年、高齢者や障がい者といった社会的弱者を狙った犯罪が増加傾向にある中、障がいのある人が安心・安全な地域生活を送れるように、犯罪を未然に防ぐ取り組みが求められています。

障がい者を犯罪から守るためには、障がい者自身が防犯知識を高め、防犯意識を高めることが必要であるとともに、地域ぐるみの見守り活動も含めた犯罪被害の発生を未然に防ぐ防犯対策が必要です。

防犯知識の周知徹底や犯罪情報の提供に努めるとともに、行政、警察、社会福祉施設等関係機関や地域との連携のもとで、各種防犯活動を促進します。また、障がい者に対する防犯教室等の開催、防犯指導、啓発・広報を通じ、防犯意識の普及啓発に努めます。併せて、「すぐメールみのかも」を通じた早急な情報提供や、「Net119緊急通報システム」の周知等を進めます。

#### 《事業内容》

事業名	事業概要	担当課 関係機関等	令和5年度 目標
犯罪被害の抑止・防止	警察や防犯協会、地域の団体等との連携強化や広報・啓発活動の推進を図り、「防犯大会」を開催するとともに、積極的な参画を促し、犯罪被害の抑止・防止対策に取り組みます。	防災安全課 加茂警察署	継続
緊急メール配信を通じた情報提供	「すぐメールみのかも」により、不審者情報などの事案を緊急メールで発信し、市内の防犯に努めます。	防災安全課 加茂警察署	継続
Net119緊急通報システム	令和元年7月1日に可茂消防事務組合が運用を開始しました。 聴覚・言語機能障がい者を対象にインターネットを利用して119番通報ができるシステムです。具体的には、個人の携帯電話やタブレットなどで利用者登録を行う必要があり、市福祉課を通じて利用申し込み手続きが可能な制度です。	福祉課 可茂消防事務組合	推進

## ② 防災対策の推進 【施策体系 2の(4)の②】

この施策に関する現状や課題はP38で述べています。

### 《施策の方向性》

我が国では東日本大震災及び熊本地震、全国各地で発生している台風等による被害など、さまざまな大規模災害が発生しています。東日本大震災の検証によると、犠牲者の過半数を65歳以上の高齢者が占め、また、障がい者の死亡率が健常者の2倍になるなど、高齢者や障がい者といった避難行動要支援者における被害の大きさが報告されています。この地域においても、南海トラフ地震がいつ起きてもおかしくないといわれる中、防災対策はまちづくりにおいて大きな課題となっています。

障がいのある人も含め、市民一人一人が災害に対する意識の向上を図ることが必要です。また、災害時における情報の伝達や避難誘導等を迅速かつ的確に行うことはもちろん、避難先での生活について個々の状態に応じた配慮が必要となります。

本市においては、各種災害の発生を想定し、自主防災組織、市内事業所及び地域住民が防災訓練を実施しています。また、防災ラジオの配布や避難行動要支援者名簿の作成など、災害時に備えた各種施策・取組を進めています。

今後も福祉や医療など関係機関との連携のもとで、防災体制の充実、災害時医療救護体制の充実、災害時の避難行動支援体制、福祉避難所等避難時の生活場所の確保などに努めます。

### 《事業内容》

事業名	事業概要	担当課 関係機関等	令和5年度 目標
防災ラジオの 全戸配布	防災ラジオ（美濃加茂市が実施する緊急起動放送によって自動起動するラジオ）を全戸配布することで、災害時における緊急情報等の迅速な伝達を図ることを可能にし、安心して安全に暮らせるまちづくりを目指します。	防災安全課	継続
避難行動要支援者名簿の作成	災害時の避難支援体制の整備については、避難行動要支援者名簿を作成し、平常時における地域のつながりを進めていきます。	福祉課 民生委員 加茂警察署 消防団 自治会	推進
地域ごとの避難体制の整備	地域ごとに、避難行動要支援者の安否確認の方法、避難誘導の担当者を定める等避難体制を整備します。	防災安全課 自主防災組織 民生・児童委員 福祉委員	推進
避難所の周知	障がい福祉サービス計画相談時に避難所の周知を図るよう、相談支援事業所に働きかけます。「災害時における避難の理解力向上に向けた取組」を継続して実施します。	福祉課 計画相談支援事業所	継続

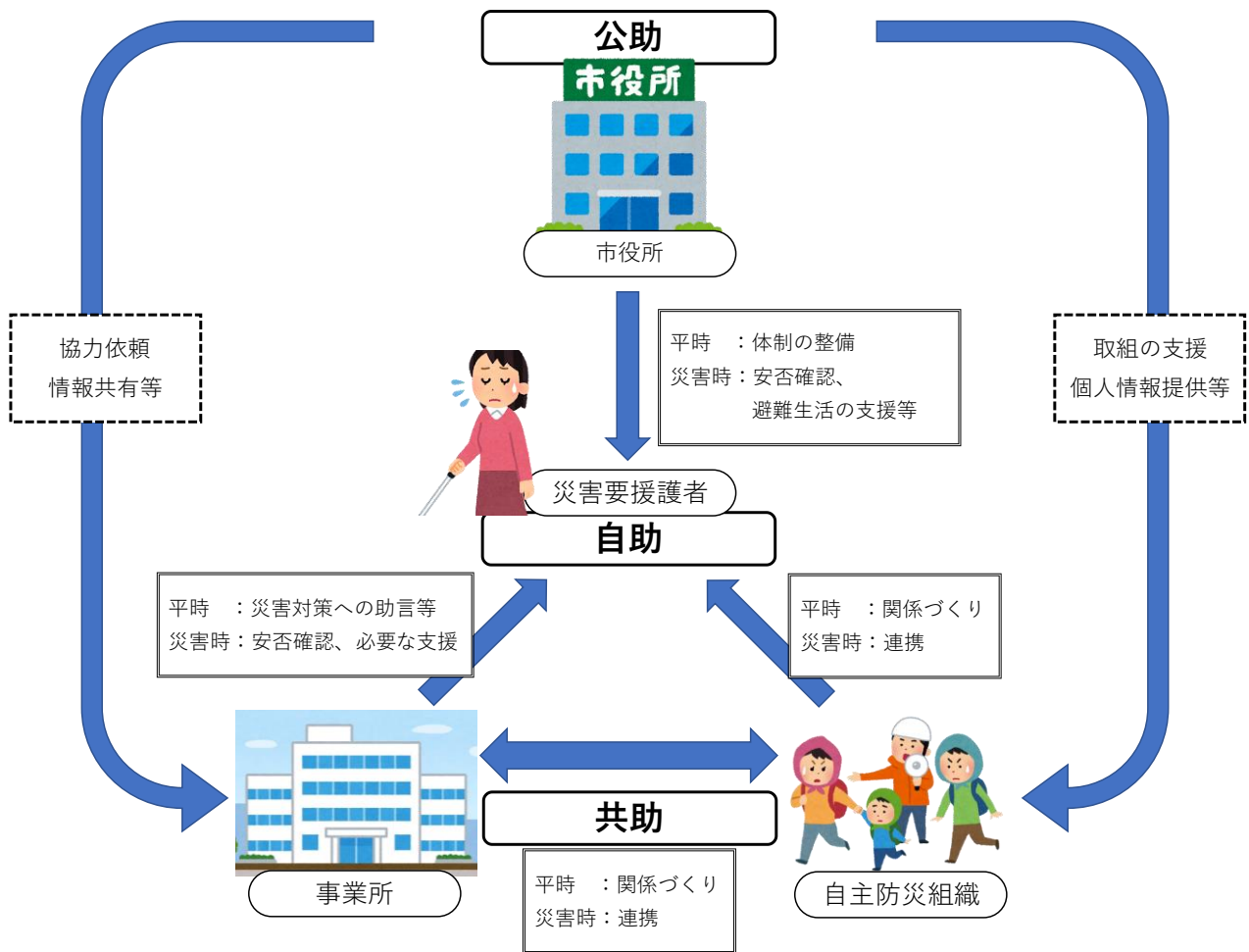
事業名	事業概要	担当課 関係機関等	令和5年度 目標
サービス利用者の安否確認	災害時において、サービス提供事業所に対し、利用者の安否確認をするよう働きかけます。	福祉課	推進
自主防災組織等への支援	地域での自主防災組織等に自主防災補助金を継続して支給します。防災訓練等の実施に当たっては、障がいのある人の参加が促進されるよう、地域のつながりや「顔の見える関係」の構築に努めます。	防災安全課	継続
グループホームにおける非常災害時の連携	グループホームに入居する障がいのある人が安心して生活できるよう、非常災害時における消防や近隣住民との連携を促進します。	防災安全課 自主防災組織 民生・児童委員 福祉委員	継続
施設の耐震化に要する費用の一部助成	施設の耐震化に要する費用の一部を助成し、建築基準法、消防法の基準に基づく防火安全対策の強化を図ります。	都市計画課 岐阜県建築指導	継続
障がい特性に配慮した情報伝達体制及び避難誘導體制の整備	社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自主防災組織、消防団等の防災関係機関、福祉・介護サービス提供者、障がい者団体等の福祉・介護関係者と協力して、障がい特性に配慮した情報伝達体制及び避難誘導體制を整備します。	福祉課 防災安全課 自主防災組織 民生・児童委員 福祉委員 社会福祉協議会	推進
要電源重度障がい児者災害時等支援ネットワーク事業（新規）	人工呼吸器等の電源を必要とする医療機器を使用する障がい児者は、電源の喪失が生命の危機に直結するため災害時には直ちに支援が必要になります。今後、災害時の具体的な支援を検討していきます。	福祉課 高齢福祉課 健康課 防災安全課	検討
災害時の重度障がい者用食料備蓄	腎不全患者（人工透析患者）の皆さんは、その体質から食べ物に食事制限が必要とされています。市では災害など緊急時の非常食として専用食糧の備蓄管理を行います。	福祉課 防災安全課	継続

#### 【福祉避難所指定施設】

施設の名称	住所	電話番号
総合福祉会館	新池町3丁目4番1号	28-6111
可茂特別支援学校	牧野 2007 番地 1	28-3150
社会福祉法人 慈恵会「瞑想の館」	下米田町東栃井 81 番地 2	25-9790

# ○美濃加茂市における自助・共助・公助の考え方

【図表4-4 美濃加茂市における自助・共助・公助の考え方】



【図表4-5 行政、地域、事業者、要援護者の取り組み内容】

主体	内容
行政	要援護者を地域で支える体制づくりの支援等（行政が保有する個人情報提供等含む。）市社会福祉協議会をはじめとした関係機関・団体等との連携強化、福祉避難所の施設確保・開設
地域	要援護者との日頃からの関係づくり（声かけ、見守り等）、災害時における要援護者の安否確認等
事業者	平時からの地域との関係づくり（避難訓練等への協力等）、災害時における利用者の安否確認、避難支援への協力等
要援護者	平時からの地域や事業者との関係づくり（交流会・避難訓練等への参加等）、災害への備え

### ③ 消費者トラブルの防止及び被害からの救済 【施策体系 2の(4)の③】(新規)

#### 《施策の方向性》

判断能力が不十分な知的障がい者や精神障がい者を狙った、電話勧誘や訪問販売を通じた悪徳商法など、障がいのある人を狙った消費者トラブルの相談が増加しており、全国的な問題となっており、そのような問題の相談に対処するため、市では消費生活相談室を開設しています。

障がい者の消費者トラブルは、判断に必要な情報が不十分であり、相談のために特別な支援を必要とするため未然防止・問題解決が難しいこと、判断に支援が必要な場合、だまされていることに気づきにくいこと、また、被害にあっても抱えこんでしまい周囲に相談しないことなどの傾向があり、深刻な被害拡大に繋がっています。

障がい者の消費者としての利益の擁護・増進するため、必要な情報を積極的に提供していくとともに、市における相談体制の充実や県の消費者生活センターとの連携に努め、消費者被害の未然防止・拡大防止等を図ります。

#### 《事業内容》

事業名	事業概要	担当課 関係機関等	令和5年度 目標
消費者トラブルの防止	相談業務やサービス提供業務を行う中で、障がいをもつ方が消費者トラブルにあっているケースは度々あり、必要に応じて消費生活相談室での支援に繋がっています。 消費者トラブルに関する情報の積極的な発信や、その被害からの救済に関して必要な情報提供を行うとともに、障がい特性に配慮した消費生活相談に努めます。	産業振興課 (消費生活相談室) 福祉課	継続
日常生活自立支援事業	生活の中で大切となる福祉サービス等の契約や日常的なお金の管理の相談を通じ、要支援者の想いに耳を傾け、寄り添い、本人の意思を尊重しながら、どうしたらいいかを一緒に考えたり、手続き等のお手伝いをする事業です。契約手続きと利用料が必要です。	社会福祉協議会	継続